

セキュリティポリシー

(情報資産保護安全対策基本方針)

目的

当組合は金融機関としての社会的責任を果たし、金融業務を継続的・安全的に行うため、個人情報保護法に基づき当組合が保有する顧客情報を含めた多くの情報（以下「資産情報」という）を適切に保護し管理します。万が一にも情報資産の漏洩、紛失、不正使用、改ざん（以下「漏洩等」という）が行われ、または災害、故障その他の理由により情報を取得、蓄積し、その情報を活用するための各種の情報システムが停止した場合には、当組合の業務遂行に重大な影響が及ぶことはもとより、企業イメージが低下し信用が失墜することにより当組合に多大な損失をもたらされ、地域の中小企業者や住民の方々にご迷惑をおかけすることになります。このため当組合は情報資産の安全対策に関する基本方針として、金融機関にとって、情報システムおよび情報資産に対する安全対策は欠くことのできない責任であることを十分に認識し、当組合のシステムの安全性と信頼性を維持、管理することを経営者として宣言し、セキュリティポリシー（情報資産保護安全対策基本方針）を定めます。

セキュリティポリシーの位置づけ

セキュリティポリシーは、情報資産の保護に関する諸規程の最上位に位置するものであり、セキュリティ維持のために必要な指示を含むものとします。情報資産保護のための具体的施策に関しては安全対策基準をはじめとする関連規程・規則に定めるものとします。関連規程・規則はセキュリティポリシーに準拠します。

役職員の責務

当組合の役職員はセキュリティポリシーが有効に機能するように関与し、支持するよう継続的に努めます。

なお、情報資産の保護に関しては、個々人の裁量により判断しません。